様式３－①

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について ［令和8年9月分］

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20260917	奥会津交通株式会社（法人番号9380002034388） 代表者山内拓也	福島県河沼郡柳津町大字細八字堺乙109番地10	本社営業所	福島県河沼郡柳津町大字細八字堺乙109-10-3	輸送施設の使用停止（190日車）、文書警告	道路運送法第27条第3項	令和8年3月13日、監査方針を端緒として監査を実施した結果6件の違反が認められた。(1)運送引受書の交付義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第7条の2第1項）、(2)点呼の実施義務違反（運輸規則第24条第1項）、(3)乗務員等台帳の作成義務違反（運輸規則第37条第1項）、(4)乗務員等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】（運輸規則第37条第1項）、(5)運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第38条第1項）、(6)高齢運転者に対する特別な指導義務違反（運輸規則第38条第2項）	19	19

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（東北運輸局管内のすべての営業所）に付されている点数の総和を表す。